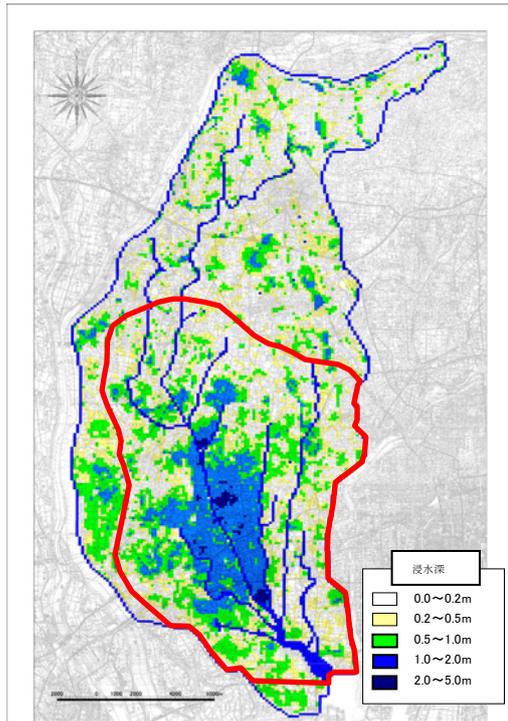


5 排水調整をしないとどうなるの

もし排水調整をしなかったために破堤した場合、広範囲にわたって甚大な浸水被害が発生すると予想されます。

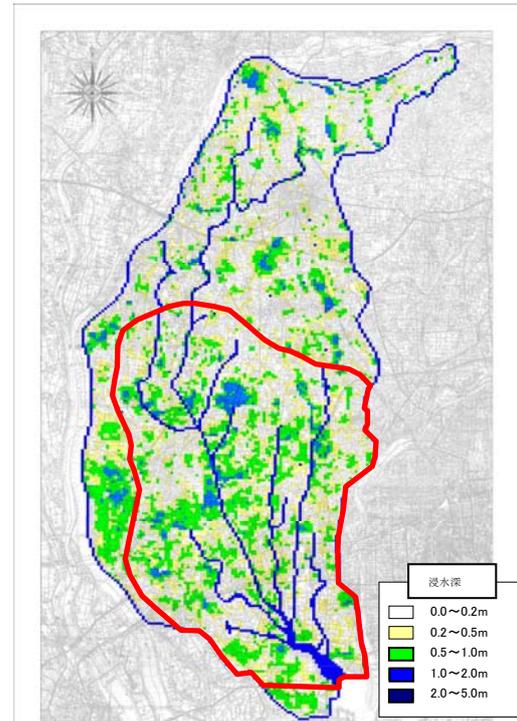
いったん破堤すると河川を流れる洪水が全て溢れ出るようになります。排水調整は、これを防ぐものです。



排水調整を実施しなかった場合¹⁾¹⁰⁰⁰⁰⁰

	被災人口 (人)	被災世帯 (戸)	被害額 (百万円)
床下	31,828	10,146	67,743
床上	95,619	29,995	1,045,139
合計	127,447	40,141	1,112,882

※被害結果は上記赤の範囲について算出



排水調整を実施した場合¹⁾¹⁰⁰⁰⁰⁰

	被災人口 (人)	被災世帯 (戸)	被害額 (百万円)
床下	45,430	14,299	92,020
床上	46,399	14,352	331,015
合計	91,829	28,651	423,035

6 どのように排水調整するの

日光川流域を下流域と上流域に分けてそれぞれの流域に基準地点（水位観測所）を設け、日光川の水位が危険水位（破堤の危険性がある水位）に達しないように、その基準地点の水位が、排水調整を行うべき水位（準備水位、停止水位、再開水位）に達した時に、河川管理者から排水機管理者へ水位情報を通知し、排水機管理者は排水機を排水調整するものです。

なお、下流域の基準地点は日光川内水位観測所（飛島村）、上流域は古瀬水位観測所（愛西市）となります。

7 戸田川、福田川、蟹江川、新堀川、目比川に排水する排水機場も止めなければいけないの

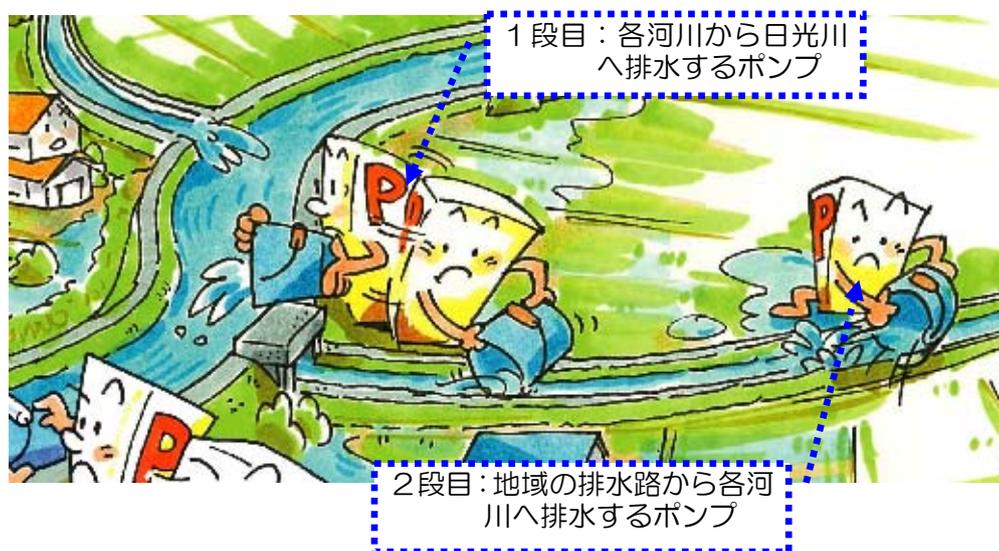
戸田川、福田川、蟹江川、新堀川、目比川には、お住まいの地域から各河川へ排水する排水機の他に、各河川と日光川の合流部に排水する排水機があります。

日光川が危険な状況になった場合、排水調整ルールに基づき、1段ポンプ及び2段ポンプは排水調整することになります。1段ポンプを停止すると、各河川の水位は上昇することとなり、各河川で越水や破堤の危険が生じることが予想されるため、1段ポンプと同時に2段ポンプを排水調整するものです。

※1段ポンプ、2段ポンプとは・・・

日光川へ2段階で排水することから、各河川と日光川の合流部に設置された排水機を1段ポンプ、お住まいの地域から各河川へ排水する排水機を2段ポンプと呼んでおります。

(2段ポンプイメージ図)



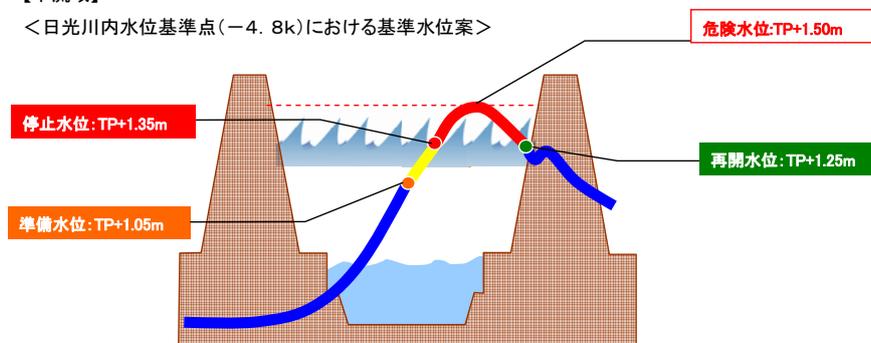
8 排水調整したら、被害が発生しないの。被害が発生したときは、どうしたらよいの

排水機を停止すれば、河川へ排水できなくなった雨水により、皆様がお住まいの場所に浸水被害が発生することが予想されます。そのため、排水機を停止する前には、お住まいの市町村から、避難勧告及び避難指示等の連絡がありますので、避難等の対応をお願いいたします。

なお、日光川では、排水機での排水が多いことから、排水機が全て停止すると、比較的早い時間で水位が低下します。その場合は排水機の運転を再開することが可能です。

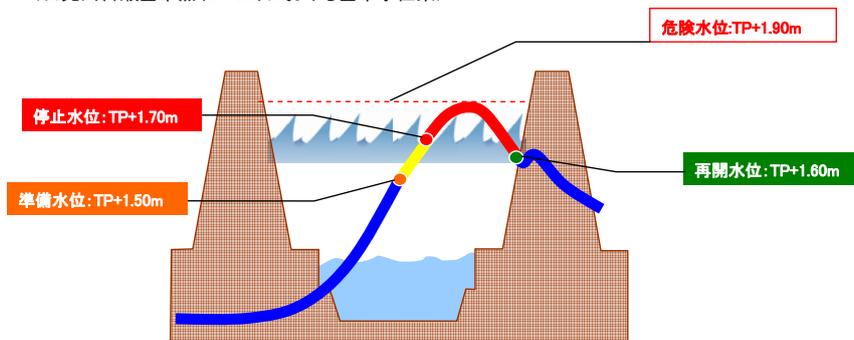
【下流域】

<日光川内水位基準点(-4.8k)における基準水位案>



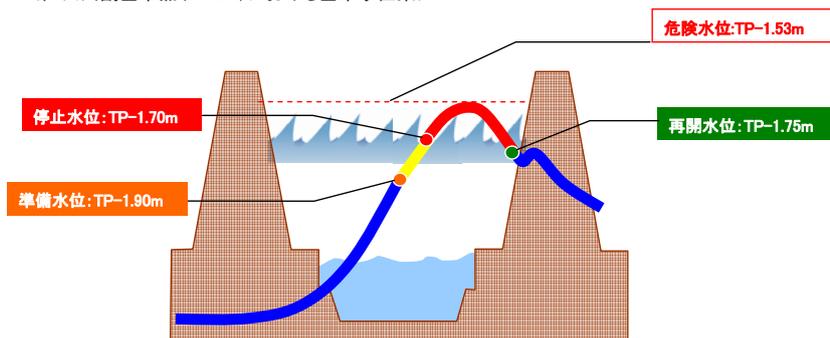
【上流域】

<日光川古瀬基準点(9.8k)における基準水位案>



【戸田川流域】

<戸田川副基準点(1.0k)における基準水位案>



9 排水調整が不要なように河川を整備して

日光川流域の排水調整の発生頻度を低減させるため、県では、日光川放水路の整備、老朽化した河口水閘門の改築などの河川整備を引き続き行ってまいります。

しかしながら、河川整備水準を超える洪水の場合は、やむを得ず排水調整を実施することとなります。そのため、皆様のご理解とご協力をお願いします。